

日本年金機構からのお知らせ

お願い 賞与支払届を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、**支給日から5日以内**に「賞与支払届」の提出が必要です。届出の内容は厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与を支払ったときは届出もれがないようご注意ください。

※ 賞与支払予定月を日本年金機構に登録している事業所には、被保険者の氏名や生年月日等を記した届出用紙または電子媒体を、予定月の前月に送付します（送付を希望しない事業所を除く）。

なお、登録いただいた賞与支払予定月に賞与を支払わなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出ください。

記載は右図のとおり、①賞与支払年月の欄に不支給となった年月を記入してください。

賞与不支給報告書

賞与支払予定年月	令和 年 月
① 賞与支払年月	0412
② 支給の状況	1. 不支給

不支給となった年月を記入してください。

ご案内 電子申請をご利用ください

GビズIDのアカウントを取得すると、簡単に電子申請を始めることができます。

賞与支払届等の提出は電子申請をご利用ください。

電子申請は、24時間365日いつでもどこでも申請可能なため、郵送費・交通費を削減できます。

また、紙や電子媒体での申請よりも早く処理がされる等のメリットがあります。

電子申請を利用されている事業所が増えており、主要な届出*の電子申請の割合は約6割となっています。

※ 資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届・国民年金第3号被保険者関係届

これから電子申請を利用される方へ

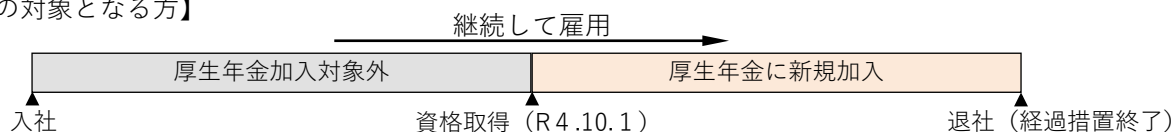
電子申請の利用手順を説明した動画を日本年金機構のホームページに掲載しています。また、電子申請に関するよくあるお問い合わせについては、「電子申請相談チャット」にて24時間いつでもお答えします。詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ特集ページ」をご確認ください。

制度改正 適用拡大にともなう老齢厚生年金にかかる経過措置（事業主様へのお願い）

障害者または長期加入者の特例による老齢厚生年金を受けている65歳未満の方が、今回の被用者保険の適用拡大によって、令和4年10月1日に被保険者となった場合は、「老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。（経過措置）

令和4年11月中旬から、経過措置の対象となる可能性がある方へ、手続きのご案内をお送りします。従業員の方から申し出があった際は、令和4年9月30日以前から引き続き勤務されていることの事業主の証明が必要となりますので、よろしくお願ひします。

【経過措置の対象となる方】



※ 令和4年10月1日の新規入社により資格取得する場合は、経過措置の対象となりません。

キャリアアップ助成金の、「短時間労働者労働時間延長コース」は、雇用する**短時間労働者の週所定労働時間を一定以上延長**させる等により、**新たに社会保険の被保険者**とした場合に助成対象となります。

(例) 短時間労働者のJさん (勤務時間：週16時間 → 週20時間)



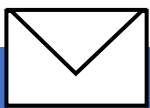
■週の所定労働時間を3時間以上延長し、新たに社会保険の被保険者とした場合の助成額について

企業規模	新たに要件を満たした被保険者1人あたりの助成額
中小企業	225,000円
大企業	169,000円

※ 3時間未満の延長であっても、労働者の手取り収入が減少しないように週の所定労働時間を延長するとともに基本給を昇給し、新たに社会保険に適用させた場合にも助成対象となります。

実際に助成金を活用するためには、事前に「キャリアアップ計画」の作成が必要です！

詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでおたずねください！



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動範囲によって『職域型』と『地域型』の2つに区分されており、ここでは事業所内でご活躍いただく、『職域型』年金委員をご案内します。

職域型年金委員について	
委嘱対象者	主に適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ●公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ●当機構が主催する年金委員研修への参加 ●当機構主催の事業所内における制度周知イベントの開催サポート など

『職域型』年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。

出張による年金相談のご案内

一部の年金事務所では、出張による年金相談（年金のお受け取りに関するご相談）を、市区町村役場・市民会館等で開催しています。

※ 事前予約制となっており、定員になりしだい締め切りとなりますのでご了承ください。

「年金委員制度」や「出張相談」の開催場所・日程等の詳細については、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご利用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>